平成２９年（フ）第５５号
山口県宇部市大字妻崎開作56番地４　ヒルズシャルマンＢ棟102号、破産開始時の住所大分県中津市沖代町１丁目６番29号
破産者　小林　達也
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６号
山口県宇部市大字妻崎開作56番地４　ヒルズシャルマンＢ棟102号、破産開始時の住所大分県中津市沖代町１丁目６番29号
破産者　小林　美紀
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第４９号
鹿児島県鹿児島市甲突町25番17号　セントヒルズ鹿児島508号
破産者　髙橋　末**廣**
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３号
沖縄県石垣市字大浜430番地１　マンションサンシティ303号
破産者　石塚　心也
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成３０年（フ）第４号
沖縄県石垣市字大浜430番地１　マンションサンシティ303号
破産者　石塚　和人
１　決定年月日　平成30年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成３０年（フ）第１２号
青森県八戸市大字鮫町字西子沢15番地353
破産者　大道　広史
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
岩手県滝沢市室小路126番地３
破産者　大村　義明
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１７号
福島市南沢又字道南28番地の15、申立時の住所福島市さくら３丁目１番地の10
破産者　田畝　誠司
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
長野県諏訪市上川３丁目2315番地２
破産者　南山　健太
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１１３号
愛知県豊橋市曙町字宮前８丁目１番地　ベルセゾン１棟３－Ｄ、住民票上の住所愛知県豊川市駅前通３丁目47番地の１
破産者　鈴木　秀尚
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第４０号
愛知県豊橋市高師町字北新切261　マイリトルタウン高師五番館２号室、住民票上の住所愛知県田原市豊島町豊丘31番地２
破産者　中村　真也
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６４号
広島県福山市御幸町大字中津原1941番地８
破産者　山本　賢次
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第２６号
香川県高松市花ノ宮町３丁目４－40　Ｓｍｉｌｅ花ノ宮305、住民票上の住所香川県高松市国分寺町新名148番地18
破産者　武田　直士
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０８号
北九州市八幡東区枝光１丁目５番２号
破産者　田中　照俊
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第１０９号
北九州市戸畑区高峰２丁目１番14号
破産者　田中　義雄
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成３０年（フ）第６５号
熊本市西区松尾１丁目14番40号　ピュアステージⅠ　202
破産者　松下由美香（旧姓甲斐）
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
熊本県葦北郡芦北町大字計石494番地、前住所熊本県葦北郡芦北町大字計石1738番地２
破産者　福島　重男
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第１９号
熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丁529番地
破産者　髙沢　　剛
１　決定年月日　平成30年６月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部